

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後開示書面)

2020 年 10 月 1 日

株式会社ヤマダホールディングス

株式会社ヤマダデンキ

2020年10月1日

吸収分割に係る事後開示事項

群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダホールディングス
代表取締役会長 山田 昇

群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダデンキ
代表取締役 三嶋 恒夫

株式会社ヤマダホールディングス（2020年10月1日付で「株式会社ヤマダ電機」から商号変更いたしました。以下「ヤマダホールディングス」といいます。）は、2020年4月13日付で株式会社ヤマダデンキ（2020年10月1日付で「株式会社ヤマダ電機分割準備会社」から商号変更いたしました。以下「ヤマダデンキ」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、ヤマダホールディングスを吸収分割会社、ヤマダデンキを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）を行いました。

本件吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事項は下記のとおりです。

なお、本件吸収分割は、吸収分割承継会社であるヤマダデンキにおいては会社法796条に規定する略式吸収分割となります。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2020年10月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 株主の差止請求に係る手続の経過

本件吸収分割において、会社法784条の2の規定に基づき、吸収分割会社に対して請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

ヤマダホールディングスは同社の株主に対し、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項に定める公告を 2020 年 8 月 12 日付で行いましたところ、1 名のヤマダホールディングスの株主からその保有する合計 112 株につき、同条第 1 項の規定による株式買取請求がありました。

(3) 新株予約権買取請求の手続の経過

ヤマダホールディングスにおいて、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存しないため、会社法第 787 条の規定による手続は実施しておりません。

(4) 債権者の異議の手続の経過

本件吸収分割におけるヤマダホールディングスからヤマダデンキへの債務の承継は、重疊的債務引受の方法により行いましたので、会社法 789 条の規定による手続は実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 797 条、及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求に係る手続の経過

本件吸収分割において、会社法 796 条の 2 の規定に基づき、ヤマダデンキに対して請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

ヤマダデンキは、唯一の株主であるヤマダホールディングスが特別支配会社に該当するため、会社法 797 条の規定による手続は実施しておりません。

(3) 債権者の異議の手続の経過

ヤマダデンキは、会社法 799 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 8 月 3 日付の官報に公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、ヤマダデンキには、異議を述べることができる知れている債権者が存在しなかったことから、各別の催告は実施しておりません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

ヤマダデンキは、2020 年 4 月 13 日付吸収分割契約書に従い、本件吸収分割の効力発生日である 2020 年 10 月 1 日をもって、ヤマダホールディングスから家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売事業に係る資産、負債その他の権利義務を承継いたしました。

5. 吸収分割の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本件吸収分割に関するヤマダホールディングス及びヤマダデンキの変更登記申請は、いずれも 2020 年 10 月 1 日に行う予定です。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上